

T O K Y O

# あ お ぜ し

誇りを持って、税理士の明日を語りあおう！

発行所：東京青年税理士連盟 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-8 代々木第10下田ビル7F TEL.3356-2916 FAX.3354-4095  
発行人：会長 石山 貴裕 編集人：広報部長 松田 英土

目次	• 韓国税務士考試会の勉強会に参加して… 1頁	• 会長コラム …………… 5頁
	• 会長・総務部長慰労会・激励会 …………… 2頁	• 会員活動報告 …………… 6頁
	• 税務士会、慰労会の写真 …………… 3頁	• シリーズ 事務所経営体験記 …………… 7頁
	• Check！東京青税 …………… 3頁	• シリーズ 私のベストバイ …………… 8頁
	• シリーズ	• 編集後記 …………… 8頁
	税理士制度の現在地、そして未来へ…… 4頁	

## 韓国税務士考試会の勉強会に参加して



準会員  
岡田 英之

アニョハセヨ！韓国税務士考試会のみなさんとの勉強会のため、はるばる（割と近い！）韓国まで行ってきました。

待ち合わせのホテルのロビーに集結した青税会員総勢30名ほど。普段はあまり見かけることのない姿もチラホラ。例年以上の大所帯は散り散りタクシーに乗り込みます。

韓国の街並みはどこか日本のようで日本とは違う、不思議な光景でした。乱立する原色の看板、歩道を覆う巨大な日傘、見慣れない形のガードレール……。ただぶらぶら歩いたり、コンビニで買い物するだけでも、ちょっとした非日常感に襲われます。

そうこうしているうちに、ハリーポッターにも出てきそうな荘厳な外観の高麗大学に到着です。勉強会のテーマは国際相続。グローバル化が進む中、今後も重要さを増していく論点です。日韓両国の代表が、互いの国の税制や問題点について

での発表を行いました。

もっとも議論が白熱したのは、日韓の相続単位の捉え方の違いについてでした。

日本は各相続人に着目した遺産取得課税方式、韓国は被相続人に着目した遺産課税方式。他にも子どもの相続税を親が払ったら、日本では贈与となりますが、韓国ではケンチャナヨ。なんで日本では連帯納付に求償権が発生するのか、韓国の方々には理解不能だったり。どうやらその背景には儒教の考え方などもあるようです。

勉強会が終わった後は、青税と考試会で同じテーブルを囲みサムギョブサル。つたない英語や翻訳アプリを使って交流を深めました。自分が言ったことが相手に伝わったり、相手の気持ちが理解できたりすると無茶苦茶楽しいですね。なんでですかね。

現代はインターネットの発展により、いながらにして世界中の情報が簡単に手に入るようになりました。けれど実際に来て見て聞いて、そうやって得た肌感覚や経験の価値が揺らぐことはありません。

なぜ日本は相続税が高いのに、日本人は海外に出ないのか。韓国の方の素朴な疑問には考えさせられるものがありました。カムサハムニダ！

## 会長・総務部長慰労会及び激励会



千代田部会  
湊 真志

前会長の湊真志です。10月16日に「会長・総務部長慰労会及び激励会（以下、「会」という）」を東天紅上野本店で開催していただきましたので、ご報告です。

会では、私を含め下記の方の慰労・激励をしていただきました。

第55代 会長 湊 真志 総務部長 加納豊彦  
第56代 会長 石山貴裕 総務部長 前 正紘  
全国青税 前総務部長 阿部圭子  
全国青税 会 長 高橋紀充

会の挨拶で、私からはコロナ禍が数年続いたことにより青税執行部に新しいメンバーが少なくなっていたこと、私の執行部においては次の執行部で新しいメンバーに多く入ってもらえるように会う機会を増やすよう活動したこと、その効果があったかはわかりませんが、石山執行部では多くの新会員が執行部に入ってくださっていることをお話ししました。

そして会長職を終えて4カ月で体重が6キロ増えたこともお話ししました。会には会長になる際に作ったスーツとシャツを着て行ったのですがパンパンになっていましたからね…。なんででしょうね。会長職を終えてから、飲み席は圧倒的に減ったのですけどね。

余興で石山会長、高橋全国青税会長、私の3人が壇上に上がり、目隠しをしてのテイスティング（いわゆる格付け）が行われました。テイスティングは①高級烏龍茶とコンビニの烏龍茶、②東天紅の高級紹興酒と和平飯店※の紹興酒、③ワールドフードラボ※の高橋千亜紀会員ラベルの高級ワインとセブンイレブンのワインの3種類が行われました。（注 ※はいずれも東京青税御用達のお店

です）

3種類とも味の違いは明確でした。が、どちらが高級なのかは悩ましかったです。ワインについては変なプレッシャーを感じました。私が会長に推薦された時の推薦委員長が高橋千亜紀会員で、その高橋千亜紀会員の写真がラベルになっているワインがどちらかを当てなければならなかったわけで。高級なのかどうかもよくわからん。プレッシャーを感じつつもフルボディの方のワインに円熟味を感じ、そちらが高橋千亜紀会員のイメージかなと選択したところ、無事に正解となりました。

ワイン以外では私は①烏龍茶は不正解。ホットの高級烏龍茶は全然烏龍茶っぽくないのでした。②紹興酒は正解で、高級紹興酒は喉に残る余韻がまったく違うのでした。

私以外では、石山会長は烏龍茶以外正解で私と同じ結果でした。高橋全国青税会長は全問正解！で、さすがの全国青税会長でした。

会では青税の多くの先輩とお話をさせていただきました。いつも思うのですが、青税の先輩は皆さんお元気ですね。私も見習っていかねば。そしてダイエットもするぞ。

最後に会を開催していただきました高橋千亜紀会員、今井司会員他、関係各位に感謝するとともに、東京青税のさらなる発展を祈念いたします。



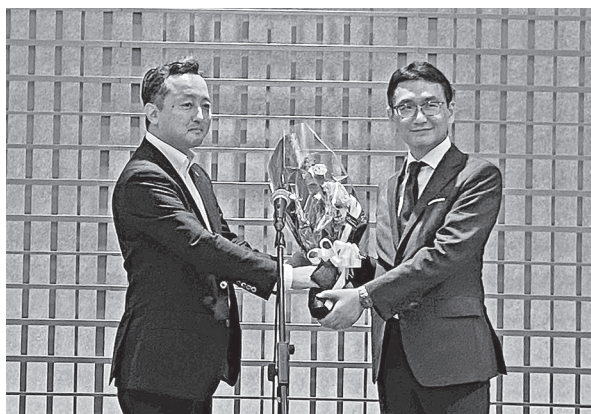
新旧会長・総務部長



韓国税務士考試会



余興 (テイスティング)



新旧会長



新旧総務部長



湊前会長挨拶

～Check! 東京青税～

- 12月 5日 (木) 税法学原論研究会 第12回
- 12月16日 (月) 第2回 制度部勉強会
- 1月18日 (土) 合格者祝賀会
- 1月22日 (水) 連続基礎講座の入門研修
- 1月23日 (木) 税法学原論研究会 第13回

最新の情報は東京青税Webサイトを  
ご覧ください。



## シリーズ 税理士制度の現在地、そして未来へ



新宿部会  
岩田 英徳 制度部長

### 「年末調整制度の廃止」と税理士制度

制度部長の岩田英徳と申します。最近のトピックスと税理士法との関わりを、4回にわたり検討して参りたいと思います。第2回目のトピックスは、「年末調整制度の廃止」についてです。

#### 1. 「年末調整制度の廃止」

令和6年9月27日に自民党の総裁選が行われました。ある候補者が年末調整の廃止（国民皆確定申告）を打ち出し、皆さんもニュースで見聞きしたかもしれません。私は「無料相談等の税務支援」「税理士業務の無償独占」を維持することができるのだろうかという感想を持ちました。この点については、後段で述べるとして、候補者が何を主張していたかですが、要約すると、「コロナ禍で、諸外国では職を失った人・収入が激減した人にピンポイントで支援を出せていた。日本では誰が困っているかわからないので、とりあえず10万円を国民全員に配った。日本でも、給与データをリアルタイムで収集し有事の支援を行える体制を構築したい。また、所得控除データの収集とあわせ、年末調整は不要になる。国税庁の次々回のシステム改修要件に加え、必ず実現する。」というものです。10月9日開催の東京税理士会理事会資料によれば、令和6年度確定申告期の予定延べ従事人員数は、「無料申告相談」3,981人、「確定申告電話相談センター」3,141人となっておりますが、昨今の税制複雑化に伴い従事人員の確保について困難を極めているという状況の中、ここに国民皆確定申告が加わった場合、税理士による税務支援制度を維持できるのか心配になるのは私だけではないでしょう。

#### 2. ドイツの税務支援・税理士制度

ドイツの確定申告者の正確な統計が入手できず人数等の情報が残念ながらお伝えできません。ドイツの納税者の税務支援をするのが、税理士・税

理士法人の他、法認の非税理士「給与税支援協会」なる団体です。我が国にも、税理士法が法認する非税理士の「臨税（法50条）」制度が年2カ月の期間限定で設けられていますが、ドイツの給与税支援協会は、恒久的な税務支援制度のようです。この協会は全独に6,000箇所を超える常設のオフィスを有し、約300万人の会員がいるということから想像すると、相当程度の人数の給与所得者に対する税務支援を行っているものと思われます。独税理士法では、税務支援業務に政府規制をかけ独占業務とした上で、税理士と法認の非税理士との間で分かち合う法制になっているという事です。

我が国に国民皆確定申告制度が導入された場合に、独税理士法は参考になる制度かもしれません。

賛否両論あると思いますが、日本でも給与・年金所得者の税務支援はこのような法認された団体が対応することにより、税理士の負担が減り、にせ税理士の横行も防止できるのではないのでしょうか。

#### 3. 独占業務のあり方について北野先生の見解

北野弘久先生は、著書「税理士制度の研究（税務経理協会）107-108頁」の中で、現行税理士法の諸問題の一例として「現行税理士法2条1項3号の「税務相談」の中には現在生じている具体的事案の相談のほかに、将来生じたとした場合の一種の仮設的な具体的事案の相談も含まれると解されるが、この点を税理士法において明確に規定する。」そして「(将来的) 仮設的な具体的事案の税務相談を税理士法2条1項の税理士業務として取り扱うこととした場合には、立法論的には52条(非税理士の税理士業務の制限)の規制の対象外の業務として扱われるのが望ましい。」と述べられておられます。金融機関などの非税理士が行う将来相続税対策等を念頭に置いたご意見かと存じますが、その後の記載の中で「弁護士法72条(非弁護士の法律事務取扱いの禁止)のように、「報酬を得る目的」を要件として非税理士の活動を規制することとしたほうがよいのではなかろうか。」と、税理士業務の無償独占について、見直される必要があると述べられました。



## 会長コラム 青税活動報告



### 『会長静動』

||||||| 会長 石山 貴裕 |||

税理士の使命には、納税者の代理人として憲法に定められた租税法律主義に基づき申告納税制度の理念にそって納税者の権利利益を擁護することに加え、国民の立場から租税制度の改善に努めることが含まれていると考えられます。また税理士は独立した公正な立場から、税務行政の適法性を監視する役割を期待されています。税務の専門家である税理士は、納税義務の適正な実現を支援することにより申告納税制度の円滑かつ適正な運用を図り、課税庁に対して納税環境の整備を促すことにより申告納税制度の維持発展が可能となります。

税制調査部では、令和8年度税制改正要望書の作成を進めています。税制改正要望書を東京税理士会に対して提出することにより、税理士法第49条の11（税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。）に規定されている建議権の適切な行使を求めています。新規項目として所得税物価調整税制の法制化、相続時精算課税適用不動産の小規模宅地等の特例適用について追加します。また12月に公表される令和7年度税制改正大綱の内容を検証し、意見書の作成を検討します。

制度部では、税理士法と税理士制度について学ぶゼミナール形式の勉強会「学び舎2」を全12回に分けて開催します。税理士制度が数度の改正を経てどのように発展してきたのか、税理士の使命を実現するために実務においていかに実践していけば良いのか、未来の国民のためにより良い税理士制度を残すために今できることは何か、、、学び、考え、語り合う機会を提供します。

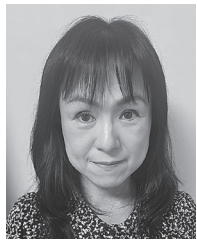
10/13全国青税の岐阜理事会では、会員管理システムの統合に係るシステム構築費用等を日税連予算により負担する旨の9/25日税連理事会報告を受けて意見書の提出について協議しました。令和

7年度に会員管理システムの統合に係るシステム構築費用として8億円（システム改修費は別途）、令和8年度に国家資格等情報連携・活用システムと連携するための整備費用として概算5億円、両システムのランニングコストは年4千万円かかる試算がでており、当該システムによりマイナンバーと税理士名簿が紐づけられ、添付書類の省略やオンライン申請の簡便化を図ること等を目的としているようです。しかし、デジタル庁資料「国家資格等オンライン・デジタル化の開始について」によれば、国家資格システムに登録される士業中、税理士の隣接士業として社会保険労務士・行政書士は対象に含まれていますが弁護士・公認会計士・司法書士は現在のところ含まれていません。東京青税でも今後の動向を注視していきます。

前回の広報誌発行から早いもので2か月が経過しました。この間、各種研修・研究会、来年1月18日に開催される合格者祝賀会に向けた専門学校との打ち合わせ、シンポジウム打ち上げ慰労会、みちのく理事会の翌日に企画された東日本大震災遺構視察、入会3～5年合同同期会、新宿部会定期総会、全国青税の韓国税務士考試会との勉強会、会長等慰労激励会、ディベート大会、事務所見学会、部会長会議、東京税理士会との懇談会、秋の厚生行事、法定傍聴ツアー、シンポジウム「租税特別措置法の効果測定」論文執筆と青税行事が目白押しの季節を過ごしました。

11/29に第74回税理士試験の合格発表が行われ、来年1/18（土）に東京税理士会館で開催される合格者祝賀会で新合格者をお迎えします。多くの会員のご参加をお待ちしています。

## 会 員 活 動 報 告



### 実務研修に参加して

多摩部会

佐々木 深智

10月4日に開催された税法学原論研究会に参加いたしました。

今回の研究会は、小池先生が「チューター」をして下さり、テーマは「納税義務の成立」「納税義務の確定」「地方財政権」でした。その中でも贈与による財産の取得時期の判決が深く印象に残りました。贈与税の納税義務の成立時期は、贈与による財産の取得の時であるため、いつ贈与による財産の取得があったのが論点になります。研究会で用いられた判決の解説を聞き、民法の贈与の知識を持ち合わせていなければ解釈は困難と感じました。

また、所得税及び法人税における課税方式ですがドイツでは賦課課税方式を採用し日本では申告納税方式を採用していること、そしてドイツにおける異議申立発生件数及び認容割合が日本の不服申立処理状況と比較してかなり多いこと及びその理由についても興味深く思いました。

私事ですが今年1月に青税に入会したばかりで、北野弘久先生の著書『税法学原論』は非常に難しく感じます。しかし、税理士試験では勉強しなかった知識を学ぶことが出来る原論研究会に今後も参加し、納税者の権利を擁護する税理士が持ち合わせるべき法的判断力や論理的思考力を少しずつでも身に付けていきたいと思っております。



### 合同同期会に参加して

星部会

鶴岡 康幸

日比谷の緑に囲まれたお店で同期会が開催され、久々に多くの同期と再会することができました。コロナ禍で集まる機会が少なかったこともあり、このような企画をしてくださったことに大変感謝しております。合格後3年から5年が経過し、それぞれのステージが変わりつつある中で、独立を果たした方もいらっしゃる、皆さんの成長を感じることができました。

懇親会は大変盛り上がり、一次会から三次会まで楽しませていただきました。久しぶりに顔を合わせた仲間たちと、仕事の話やプライベートの話に花を咲かせ、笑い声が絶えない時間を過ごしました。特に、事務所を経営されている方々の経験談や苦労話は非常に刺激的で、今後の自分のキャリアに対するモチベーションを高める良い機会となりました。

このような素晴らしい機会を提供して下さった会長や厚生部、そして運営の皆様我心から感謝申し上げます。皆様のご尽力のおかげで、参加者全員がリフレッシュし、新たな気持ちで税理士業に取り組むことができるようになったと思います。今後もこのような機会が続くことを願っております。

最後に、今回の懇親会を通じて感じたことは、コミュニケーションの大切さです。これからもお互いに切磋琢磨しながら、税理士としての道を歩んでいきたいと思っております。皆様、本当にありがとうございました。

## シリーズ “事務所経営体験記”



港部会  
菅原 祥元

### 三都物語

現在、私の事務所は、東京、名古屋、大阪に事務所を持つ税理士法人として運営している。全国青税の仲間と合同した法人である。三都物語でいいじゃないと思った。例えば、名古屋、大阪や海外のクライアントから東京で対応できないか？また、紹介案件や知り合った方が名古屋、大阪近辺で事業しているケースもあり互いに対応できるからだ。モットーは『関わった方々が素晴らしい人生を送るために』。これは、独立したときに、疫病神になりたくないとの思いからである。自分が関わってから業績が悪くなったと言われたくない一心で。現実問題として関係はないのだが、少なくとも自分の運気が影響すると思っている。税理士は会社の経営判断に大事な数字を提供することや、伝える言葉の重さを知っている。逆に事業が軌道に乗ることや、業績の回復、成長も自分が関わったからだと思える。実際は関係ないのだが。事業の成長や安定をすることで経営者とともに喜びを分かち合えることがこの仕事の醍醐味だ。この恵みは自分だけでなく関わっている方々とも共有したいということだ。

### 「税理士」資格との出会い

「税理士」という資格を知ったのは恥ずかしながら大学に入ったときである。同郷（神奈川県三浦市）の渋谷支部の先生が活躍されていると親から聞いて、ちょうど税金に興味もあり「税理士」を目指そうと決めた。ただ、在学中はバイトに明け暮れて、しかも税理士事務所に就職しようとしていたので、就職活動なるものは全くしなかった。

### 就職活動

さて、卒業間際になり、その先生に事務所を紹介してもらうべく連絡をしたところ、「大きい事務所」がいい？「小さい事務所」がいい？と問われ、「小さい事務所」と答えた。その時は仕事を1から覚えたかったので、給料はいくらでもよかった。

### 就職

所長と女性職員1人の事務所に入れてもらった。繁忙期に入るので卒業前の2月から来られないかとのことだった。大学時は実家から通っていたので、急ぎ事務所の近所の不動産屋で一番安い物件を契約して（当時6畳で25,000円風呂なしトイレ共同）、落ち着いたらゆっくり探そうと思うも、結局29歳まで住んでしまった。今でも忘れられない所長の最初の一言は「おまえはろくに就職もできなかった落ちこぼれだからな」。ここは新人教育もできないし、授業料もらっているわけがないから丁寧に教えてあげられないぞと（仕事は盗む時代）。だから試験に合格するしかないなど。とてもありがたい言葉だ。結局この事務所に15年勤める。私は今でも落ちこぼれだと思っているから、幾つになっても自分から学ぶことを忘れない。

### 試験合格と事務所への恩返し

税理士試験に合格後、転職や独立は考えていなかった。3人しかいない事務所ですぐに抜けようと思わなかったし、今まで無資格者でお付き合いいただいたクライアントにせめて3年は資格者として恩返ししようと思った。所長は青税会員だったので青税に対して理解があった。勤め人のままで日中も青税活動させてもらった。自由であったが自分勝手ではなかったと思う。その所長も病に倒れ57歳の若さでこの世を去った。

### 事務所引継ぎ

残されたのは私と職員1人、ご家族とクライアント。関わっている方々が困らないよう努めた。業界の先輩方に胸を張れるよう対処した。厳しい状況だったが、今思えばこの対処の仕方が関係者からの信頼となったと自負している。その後事務所は4人体制となり、岳父の事務所と合同した税理士法人を経て現在に至る。

### 青税で学んだこと

独立した2年後に東京青税の会長となった。よく挨拶にも使っていた自分なりの「税理士」像とは、①専門家である以上専門的知識が不可欠である。②人間力が必要③税理士道を探求せよ。

納税者の代理人として納税者の言いなりになるのではない。税理士の使命は、法令に定められた納税義務の適正な実現を図ることなのだから。

青税に入っていなかったら③はなかったろう。私の話が同業の皆さんに何らかのヒントや勇気を与えられれば幸いです。

## シリーズ 私のベストバイ



準会員  
山本 瑞生

「私のベストバイ」シリーズ第2弾は、第1弾の稲田さんに引き続き、今年入会した山本がお送りします。

ずばり、私のベストバイは、乗馬クラブへの入会です！ なにかを購入したわけではないので、「ベストバイ」に該当するかは微妙なところかもしれませんが、払ったお金以上の満足感を得られているという意味で、これを選びました。

私はこれまでずっと、曳き馬体験があれば必ず体験し、「馬に対してなんとなく好意的」というスタンスでしたが、「馬に乗りたい！」と強く思うようになったのは、去年の夏頃でした。

日比谷で友だちと遊んでいた日、ミッドタウン日比谷の前を通りがかると馬が見え、一気にテンションが上がりました。「なぜ都会のど真ん中に馬が!？」とも思いました。JRAが開催している、「馬れるミュージアム」という馬のイベントでした。馬ににんじんをあげたり、小さい子はポニーへの乗馬体験ができたり、大人はVRで乗馬を体験したり、さまざまな催しがありました。私はポニーの乗馬体験以外、一通り楽しみました。

久しぶりに馬と会えたことや、VRでの乗馬体験をしたことで、本物の馬に乗りたい!という気持ちが芽生えました。しかし、そうはいつでも、馬と触れ合う機会などはなかなかないため、乗馬の機会は得られないまま時間が経ちました。

そして今年の3月ごろ、父がもってきたカタログギフトを見ていると、商品の中に乗馬体験のチケットを見つけました。「これはナイスタイミング!」と思い、調べてみると、比較的行き

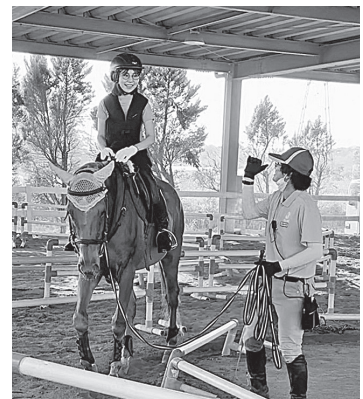
やすい場所に乗馬クラブがあることを知りました。せっかくだからと背中を押され、乗馬体験に行きました。

実際に乗馬クラブに行ってみると、想像以上に馬が多く、またテンションが上がりました。乗馬体験では、馬の乗り方や降り方、叩いたり蹴ったりしても鈍感だから合図くらいにしか感じないこと、むしろ叩いたときの音で褒められているのを認識すること、耳が寝ていると怒っていること…いろいろ教わりました。馬について教えてもらいながら触れていると、「蹴られたら骨折れそう」だとか、「落馬したら死ぬんだよな…」という気持ちよりも、「馬かわいい!」「もっといっぱい触れ合う機会がほしい!」という気持ちの方が大きくなりました(もちろん、関わり方を間違えたら怪我をするリスクはありますが)。そして、その気持ちのままに乗馬クラブへの入会を決めました。

また、「乗馬が趣味って育ちがよさそうに見えるな」という思いや、30才未満向けのプランの適用により通常より抑えた価格での入会ができることも、入会の後押しになりました。

現在、乗馬クラブに入会してから4ヶ月程経ちますが、月2回程乗馬に通っており、よいリフレッシュになっています。パソコンやスマホから離れて動物と触れ合っていると、のんびりした気持ちになれて、とっても癒されるのです。レッスンが難しく感じることもありますが、上達を感じることができるのもまた楽しいです。運動にもなり、馬もとてもかわいく(しかも会えば会うほど愛着が湧いてくる)、一石四鳥です。

馬に興味がありつつ踏み出せずにいる方、この記事を読んで馬に興味を持った方、これをきっかけに乗馬体験に行ってみてはいかがでしょうか!



## 編集後記

韓国税務士考試会、合同同期会、そして会長・総務部長慰労会などイベント盛りだくさんの2か月間でした。

これから年末に向けて忙しくなる税理士業界ですがノウハウを共有できる青税の仲間と力を合わせて乗り越えましょう。(E.M)